

PFI推進委員会第1回計画部会 説明資料

平成28年3月31日

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

厚生労働省における官民連携推進のための取組

1. 地方公共団体及び民間事業者等への働きかけ

○水道分野における官民連携推進協議会の開催

- ・平成27年度は、富山(7/28)、東京(10/2)、大阪(12/4)、広島(2/5)の4か所で開催。

○「水道事業における官民連携に関する手引き」の作成(平成26年3月)

- ・従来のPFI導入検討の手引き等を再編し、コンセッション方式の導入に向けた検討にかかる内容等の充実を図った。



会場の模様

2. 平成27年度予算における支援措置

コンセッション方式を活用した事業を官民連携等基盤強化の方策の一つとして、事業実施に向けて具体的な検討を行う段階の案件を対象として、以下の支援事業を平成27年度から開始。

- 地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業
(生活基盤施設耐震化等交付金 50億円の内数、交付率1/3、実施主体:地方公共団体)
- 地方公共団体での官民連携の検討を促進させるため、コンサルタントによる助言等を実施
(官民連携等基盤強化支援事業費 0.1億円、実施主体:国)

3. 水道施設整備におけるPFI事業・コンセッション事業への対応拡大

- 従来は、BTO方式のみ対象としていたところであるが、平成27年度より水道施設整備費補助及び生活基盤施設耐震化等交付金において、BOT方式も対象に拡大。
- 交付要綱に該当する地方公共団体においてコンセッション事業が行われる場合についても支援が可能となるよう要綱改正手続き中。改正後速やかに厚生労働省ホームページなどで周知を図る予定。

集中強化期間内におけるコンセッション方式を活用したPFI事業の進捗状況

(1)大阪市

- 大阪市では、水道事業でのコンセッション方式の活用に向けた取組を継続中。
 - ・ 本年2月市議会において、条例改正案を再提出。

(2)奈良市

- 奈良市では、水道事業でのコンセッション方式の活用に向けた検討を平成27年度より開始。
 - ・ 厚生労働省による官民連携等基盤強化支援事業として、奈良市の検討業務を支援。
 - ・ 本年3月市議会において、条例制定案を提出。しかし、議会及び市民への説明が不十分であるなどの理由で、本年3月25日に本条例案は否決。

(3)広島県

- 広島県では、水道事業でのコンセッション方式を含む官民連携の活用に向けた検討を平成27年度より開始。
 - ・ 厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金を活用。
 - ・ 平成28年1月に、「県営水道事業における公共施設等運営権活用検討調査報告書」を公表。

(4)その他の自治体

- 厚生労働省では、以下の事業を平成27年度から開始。各自治体が、コンセッション方式を含めた官民連携を進めるための検討など、具体的な案件形成に向けた取組を円滑に進めていけるよう支援を実施。
 - ・ 水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業。
(生活基盤施設耐震化等交付金、交付率1/3、実施主体:地方公共団体)
⇒ 3事業体(広島県を含む)において、検討が進行中。
 - ・ 官民連携の検討を促進させることを目的として、コンサルタントによる助言等を実施。
(官民連携等基盤強化支援事業費、実施主体:国)
⇒ 2事業体(奈良市を含む)において、検討が進行中。
- 引き続き、上記支援を進めるとともに自治体への個別の働きかけを強化する等により検討対象自治体の増加を図るべく努力。

水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項(概要)

1 国、都道府県、水道事業者(市町村等の地方公共団体)の責務の整理

拡張整備から維持へと時代が移り変わったことを受けて、次のとおり関係主体の責務を整理

国 : 水道の持続性を高める方策を講ずる **水道事業者** : 水道を維持し、将来世代に確実に引き継ぐ

都道府県 : 同上 + 水道事業者間の連携強化等、経営基盤強化策を講ずる

2 経営基盤強化

○広域連携※の推進

※事業統合、経営統合、
人材の融通・派遣、事務的な協力の実施等

都道府県 **連携の推進役**

○都道府県の機能強化

- ・協議会の設置
- ・財政支援(国の交付金の交付事務等)
- ・水道事業基盤強化計画の策定

国 **都道府県の取組フォローアップと支援**

- ・好取組事例の収集・展開、認可事業者への助言等

○水道用水供給事業を核とした事業統合の推進

○官民連携の推進

○都道府県営水道の位置付け明確化

(都道府県を主要な経営主体に追加)

地域単位で人材
を確保・育成

3 水道施設の更新・耐震化、 規模の適正化

○アセットマネジメント※の推進

※長期的視野に立った計画的資産管理

水道事業者

- ・アセットマネジメントの実施義務付け
- ・更新需要等の公表の義務付け

○効率的な施設投資の推進

○認可権者の働きかけの強化

国・都道府県

- ・経年化率、更新率等のデータ公表
- ・首長、事業管理者へ直接働きかけ
- ・更新計画の策定・見直しの指示等
- ・特に課題のある事業者への個別指導

○給水区域の縮小等への対応

(事業縮小時の変更認可等の導入)

4 水道料金の 適正化の促進

○水道料金(「低廉」) の前提条件の明確化

(「安全」な水・
「強靱」な施設・
「持続」可能な経営)

○資産維持費の取扱い 適正化の推進

- ・資産維持費の水準についての公的見解の提示
- ・3年の財政均衡規定の見直しの検討
- ・認可権者による働きかけの強化の検討

○需要者とのコミュニ ケーションの充実

5. 管路維持困難地域について

○管路以外による給水方式の水質管理等に関する調査研究を実施すべき

6. その他

- 水質の維持・向上、○地球温暖化対策(省エネルギー)、○災害時の事業者間連携に引き続き取り組むべき
- 地下水利用専用水道については、設置者との公共サービスの負担の分担に関する十分な意見交換等が重要

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針の活用促進

【概要】

- 平成27年12月15日、民間資金等活用事業推進会議で決定。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太方針)」(平成27年6月30日閣議決定)を踏まえて、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針を策定。
- 平成27年12月17日付にて、内閣府・総務省の連名により各都道府県等PFI担当部長あて通知。
- 平成27年12月18日付にて、厚生労働省水道課より各都道府県水道行政担当部局、各水道事業者等あて依頼。

【対象施設】

- 公共施設等(例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舍、公営住宅、学校等を含む。)

【対象事業】

- 整備等(例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。)

【検討プロセス概要】

